

令和5年度宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービスA（I類型）事業委託仕様書

1. 目的

本事業は、宮古島市介護予防・日常生活支援総合事業実施に関する規則に基づき要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、訪問型サービスAを提供する事で、居宅において、その有する能力に応じてできるかぎり自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

2. 利用対象者

要介護認定において要支援1又は2と判定された者もしくは、基本チェックリストより介護予防生活支援サービス事業対象者と判定された者の内、特段の配慮が必要なケースを除く者で、介護予防ケアマネジメントの結果、訪問型サービスAの導入を行うことで、居宅にて日常生活機能の維持改善が見込まれると判断された者。

※障害や認知機能の低下を有する者など、特段の配慮が必要なケースは、対象としない。

※同居家族がいる場合は、フローチャート該当者とする。

3. 業務内容

(1) サービス担当者会議の参加

利用者とその家族、ケアマネージャー、委託事業者が参加し、利用者の情報や課題を共有し支援方針を確認する。必要に応じ、高齢者支援課職員も参加する。

(2) サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内とする。（「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（厚生省平成12年老計第10号通知）において示されている生活援助等）

※家族分の調理や洗濯又利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行わない。

※預金・貯金の引き出しや預け入れは行わない。

(3) 地域ケア会議の参加

介護予防ケアマネジメントに基づく利用者の自立支援のため、事業者は利用者のケアプランが地域ケア会議に提出される際には、会議に参加し情報提供、情報共有に努める。

4. 事業実施時間及び回数

サービス提供時間は、①20分以上45分未満と②45分以上60分未満の2種類とする。介護予防ケアマネジメントの結果、必要と判断されたサービス内容について適切な提供時間を選択する。利用回数は月上限9回とする。

5. 報酬単価

- ・20分以上45分未満の訪問型サービスAは、1,800円とする。（利用者負担分含む）
- ・45分以上60分未満の訪問型サービスAは、2,200円とする。（利用者負担分含む）
- ・加算はなし。

6. 関係機関との連携

必要に応じて主治医又その他、サービス提供機関との十分な連携をとるものとする。

7. 業務に関する情報管理

本事業において知り得た情報および本事業に関する一切の資料について、地域ケア会議及び定期カンファレンス以外の場面において、当該事業でいう甲乙以外の外部に公開しないこと。

8. 事業実施にあたっての留意点

利用者の自立支援に資するサービス提供となるよう、過剰なサービス提供とならないよう留意する。

9. 市への報告

①毎月報告（翌月 13 日までに実績報告書を提出、3 月のみ 3 月 31 日に提出）